

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの考え方

当社は、迅速かつ透明性の高い意思決定と実効性のある業務執行の監督により、企業理念である「確かなものづくりを通じた豊かな社会の実現への貢献」を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方であると捉えて、その実践に努めています。

◆ 迅速な意思決定と機動的な業務執行の役割分担

当社は、取締役会の決定に基づき業務を執行する体制として、執行役員を置き、取締役会による迅速な意思決定と、執行役員による機動的な業務執行ができる体制をとっています。

取締役会は、法令・定款に定める事項、当社の重要な業務執行案件等を決議することとし、これら以外の案件は取締役会から委任を受けた執行役員社長が決定します。執行役員社長が業務執行を決定するにあたり、社長決裁事項の審議機関として、本部長を委嘱された執行役員等で構成する常務会を設置し、慎重な審議を経て意思決定を行います。

また、社外取締役2人を選任して、取締役会の意思決定お

よび経営監視について客観性と中立性を高めています。

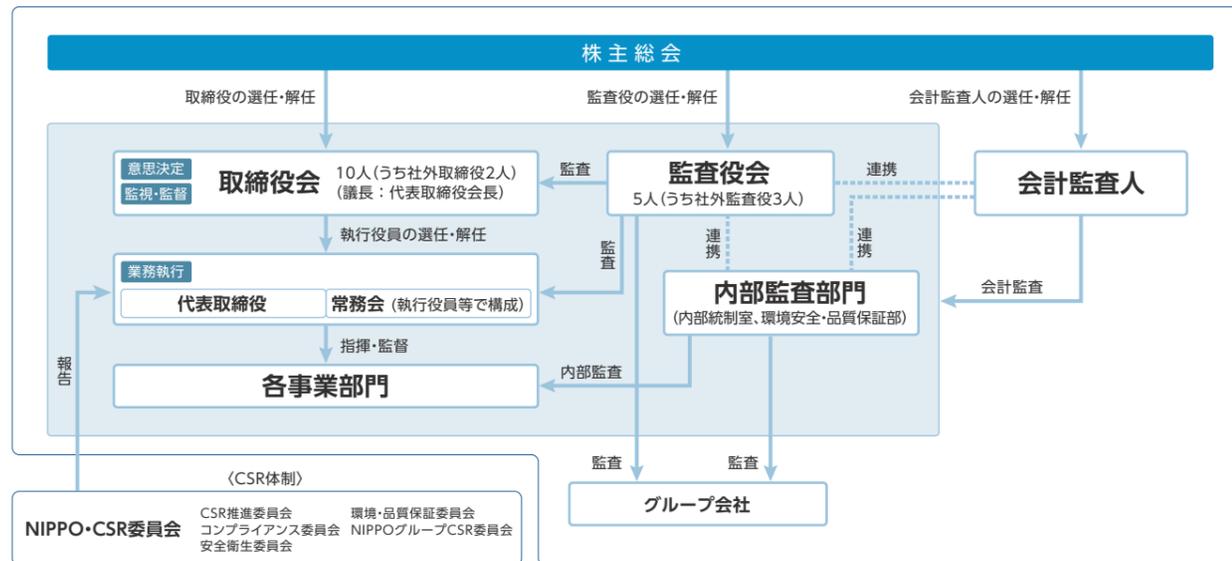
◆ 監査役会の機能の充実

監査機能の強化のため、社外監査役3人を含めた5人の監査役が、取締役会や支店長会議等の重要な会議への出席に加え、事業所および子会社の往査などにより法令遵守や業務の監査を行っています。また、2017年度より社外監査役を1人増員し、より客観性を高めた監査をしています。

◆ 内部統制システムの整備・運用

適正な業務執行を確実にするため、内部統制システムを整備・運用するとともに、内外情勢・経営環境の変化に応じて、これを随時見直し、より適切で実効性ある内部統制システムを整備・運用していきます。また、グループ会社を含めたNIPPOグループ全体の業務の適正性を確保するため、グループ内部統制の整備・運用も進めています。その一環として、グループ会社における経営上の重要な意思決定事項は、親会社である当社の取締役会に付議することをはじめ、グループ各社における規程類や制度・仕組みの整備、とりわけ法令等に適合した事業活動を行っていくための体制の整備を指導し、それらの運用状況をモニタリングしています。

● コーポレート・ガバナンス体制図



私のCSR 関東第一支店 陣内 元洸

出張所やグループ会社の業務では、日々様々な法令に関わる場面が多くあります。「その行為」が法令や社会通念上問題がないか、総務の視点からアドバイスができるよう知識の習得や情報収集を心掛けています。また、判断に迷う場合は上位部署へ相談するなど、事前の対応で会社や従業員を守るよう努めています。

CSRマネジメント

CSR体制

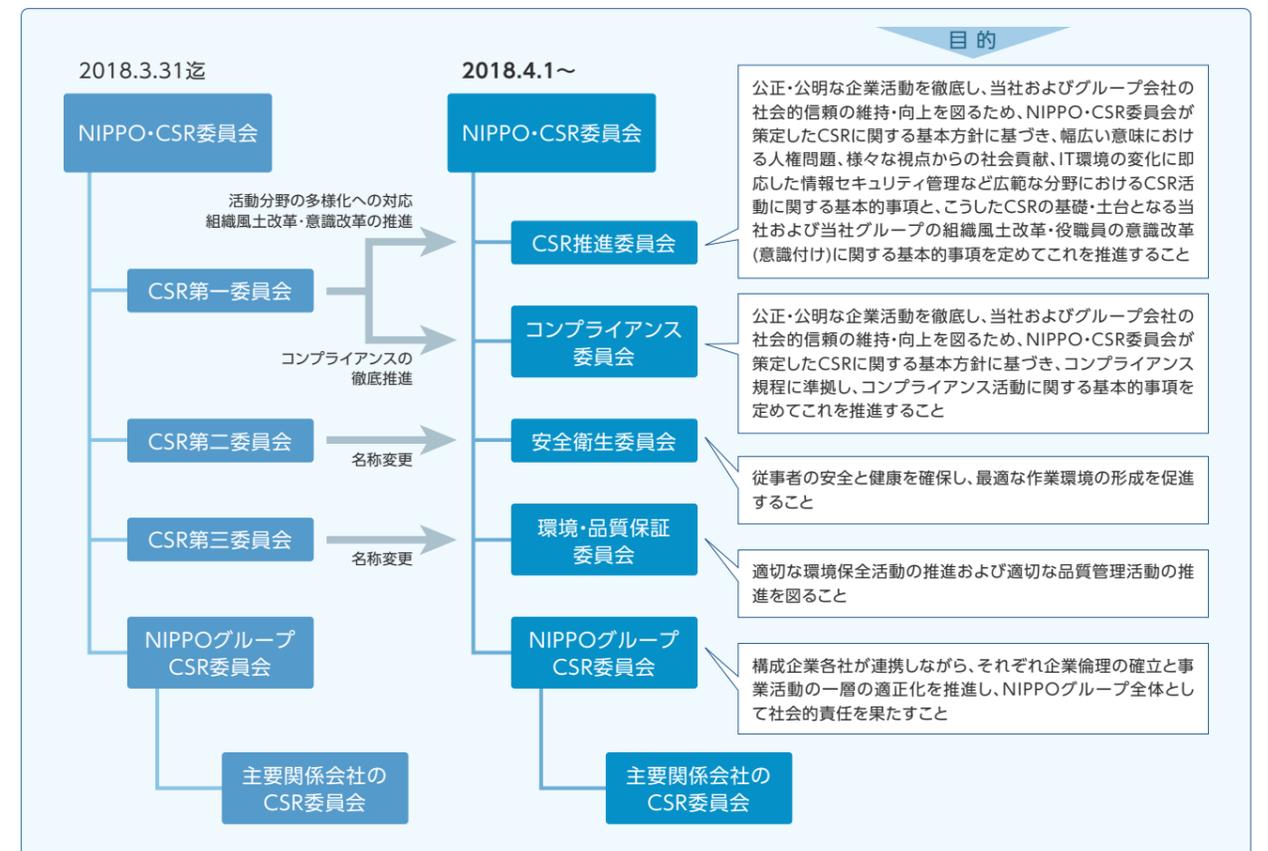
2018年4月、従来のCSR体制を見直し、CSR第一委員会をCSR推進委員会とコンプライアンス委員会の二つに再編しました。CSR推進委員会は、時代の変化に伴うCSR活動分野の多様化への対応や、CSR活動の土台となる「組織風土改革・役職員の意識改革(意識付け)※」の推進を目的とします。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の再整備と実効性ある運用を推進していきます。なお、CSR体制の変更に合わせて、CSR第二委員会を安全衛生委員会に、CSR第三委員会を環境・品質保証委員会に呼称を改めました。

各委員会は、それぞれ全社委員会と本社・支店委員会を設置し、全社単位、本社・支店単位の方針を定めて活動しています。開催された委員会の協議内容は、社内ネットワークに公開することによって、全従業員のCSR意識向上に活用しています。

※ 組織風土改革・役職員の意識改革(意識付け)取り組み状況

- 社会貢献「+1」活動 (2015年度～)
- 業務改善を提案する活動 (2015年度～)
- 行動指針を考えるキャンペーン (2016年度～)
- 企業行動5つの誓いを考えるキャンペーン (2017年度～)

● CSR体制と各委員会の目的



私のCSR 開発事業部 津金 慎也

マンション分譲事業では、マンションを販売するために顧客等の個人情報を取得する必要があります。「個人情報の保護に関する法律」に則り適正かつ適法に取り扱うことはもちろんですが、契約書等の原本以外ではイニシャルの使用や個人情報部分を削除するなどを行い、情報漏洩対策を意識し責任ある行動を心掛けています。

独占禁止法違反事件の経緯と再発防止について

当社では、従前から独占禁止法遵守のための様々な施策に取り組み、全社的なコンプライアンス体制の構築に注力してきましたが、度重なる独占禁止法違反事件を厳粛に受けとめ深く反省し、再発防止に向けてコンプライアンスの一層の強化、徹底を図り、皆様からの信頼回復に全力を挙げていきます。

1 独占禁止法違反事件の経緯

入札談合事件について

- 2016年1月** ● 東日本高速道路株式会社東北支社の発注する舗装工事に係る同法違反の疑いで、東京地方検察庁特別捜査部による強制捜査および公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。
- 2016年2月** ● 東日本高速道路株式会社東北支社の発注する舗装工事に係る独占禁止法違反容疑で、東京地方検察庁から起訴されました。
- 2016年3月** ● 東日本高速道路株式会社関東支社の発注する舗装工事に係る同法違反の疑いで、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。
- 2016年3月** ● 次の3つを柱とする独占禁止法違反再発防止策を公表しました。(P10参照)
 - ① **コンプライアンス体制の改革**
 - ② **適正な受注活動を確保するための施策**
 - ③ **組織・人事的対応**
- 2016年8月** ● 東京都、東京港埠頭株式会社、成田国際空港株式会社発注の舗装工事および国土交通省発注の羽田空港舗装工事に係る同法違反の疑いで、公正取引委員会による立入検査を受けました。
- 2016年9月** ● 東日本高速道路株式会社東北支社の事件について、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けるとともに、刑事罰として罰金刑および当社関係者に対する懲役刑(執行猶予付き)が確定しました。
 - 東日本高速道路株式会社関東支社の事件について、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。
- 2018年3月** ● 東京都、東京港埠頭株式会社および成田国際空港株式会社の事件について、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

合材カルテル被疑事件について

- 2016年9月** ● 神戸市およびその周辺地域におけるアスファルト合材の販売価格の引き上げに関し、同法違反の疑いで、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。
- 2017年2月** ● 全国におけるアスファルト合材の販売価格の引き上げに関し、同法違反の疑いで、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。

※いずれも2018年8月31日現在、調査継続中



私のCSR 本社営業部 稲垣 舞香

私は本社の営業として、「法令遵守」すべく自らの行動をチェックしながら業務に取り組んでいます。日頃お客様と面談する際や、特に同業者との接触が予想される場合は細心の注意を払っています。法令を正確に理解することはもちろん、社内ルールに沿った手続きや上司への報告・相談を確実にやり責任ある言動を心掛けています。

2 再発防止策の実施状況

2016年3月に公表した再発防止策の取組状況は、以下のとおりです。

項目	具体的な施策	現状と今後の取り組み
コンプライアンス体制の改革	トップメッセージの発信	2016年4月 : 全従業員に向けて社長メッセージ発信
	社内規程・マニュアルの改正	2016年7月 : 営業管理規程・同取扱細則改正・周知 2017年5月 : 法令遵守(コンプライアンス)規程改正・周知
	法令遵守誓約書の徴集	2017年5月 : 法令遵守(コンプライアンス)規程の書式改訂 順次、全役員・従業員から徴集 2018年6月 : 全役員・従業員から法令遵守誓約書を徴集
	内部通報制度の周知	2017年4月 : 周知ポスター改訂版配付
適正な受注活動を確保するための施策	独占禁止法遵守規程の新規制定・周知	2016年7月 : 新規制定・周知 独占禁止法研修時に再周知 2017年度 : 独占禁止法研修時に再周知 2018年度 : 独禁法研修時に周知予定
	「独占禁止法関係掲示板」の社内イントラネット上での開設	2016年12月 : 社内イントラネット上に開設・周知 2017年度 : 随時更新 2018年度 : 随時更新予定
	「独禁法Q&A集」の社内イントラネット上での開設・運用	2017年1月 : 社内イントラネット上に開設・周知 2017年5月 : 更新・周知
	弁護士による独禁法講演会	2016年度 : 本社、全国各支店(10カ所)開催
	全国の営業担当者に対する独禁法研修会の開催	2016年度 : 本社、全国各支店で延べ18回開催、872人が受講 2017年度 : 本社、全国各支店で延べ35回開催、842人が受講 2018年度 : 本社、全国各支店(11カ所)で実施予定
	法務部および外部専門家による営業担当者へのモニタリング	2017年度 : 本社、全国各支店(11カ所)で223人(内、ヒアリング90人)に実施 2018年度 : 本社、全国各支店(11カ所)で実施予定
	内部統制室および外部専門家による事業所点検	2016年度 : 全国の統括事業所・現業事業所(80カ所)実施 2017年度 : 全国の統括事業所・現業事業所(51カ所)実施 2018年度 : 全国の統括事業所・現業事業所(50カ所)実施予定
組織・人事的対応	営業担当者の人事ローテーション	2016年度 : 長期滞留者の異動実施 2017年度～ : 取り組み継続
	厳正な社内処分	2016年度 : 賞罰規程の改正 2017年度～ : 取り組み継続



私のCSR 法務部 石黒 央

私の所属する法務部法務グループでは、遵法状況の点検を主導しています。特に2017年度からは、点検後のフォローアップに力を入れて取り組んでいます。問題点を見逃したり、放置しているところこそがコンプライアンスの危機であり、遵法状況点検をきっかけの一つにして、事前に問題点を見つけて改善していくことが大切だと考えています。

リスクマネジメント

危機管理体制

当社は、会社経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態に備え、被害を最小限に抑えるためにとるべき対応をまとめた「危機管理マニュアル」を定めています。当マニュアルで緊急連絡体制を整備し、迅速かつ確にかかると対応することとしています。

事業継続計画 (BCP)

当社は、震災発生時における社会的責任として、災害復旧の生命線である「道路を中心としたインフラ復旧」を積極的に支援するとともに、自社施工中の現場、竣工引渡し物件の早期復旧ならびに取引先の事業再開に向けた支援等を行います。

そのため、「非常災害対策規程」に基づき、まず従業員などとその家族の安全を確認した後、会社施設の速やかな復旧と保全を図り、いち早く復旧支援体制を構築することを目的として、事業継続計画 (BCP) を策定しています。



本社での防災訓練

情報管理体制

当社では、情報管理体制を整備し、必要な情報の適正かつ適宜な開示、情報漏洩の未然防止等に努めています。

◆ 情報管理に関する社内ルールの整備

各種機密情報(会社の営業情報、技術情報、マイナンバーを含む個人情報等)の取り扱い、管理方法、セキュリティ対策などに関する規程を定め、情報漏洩が発生しないよう厳重な管理を行っています。これらの諸規程はイントラネット上に掲載され、関係従事者が常時閲覧可能な状況になっています。また、関係会社に対しては、別途情報セキュリティガイドラインを定め、指導を行っています。

◆ 適時開示

関連法令や東京証券取引所が定める上場諸規則等を遵守し、様々な重要情報の適時適切な開示を行って、IR活動に努めています。併せて、インサイダー取引を発生させないために、厳しい管理体制をとって未然防止を図っています。

◆ 教育・指導

情報に関する各種の法規制や社内ルールが遵守され、適切な情報管理が行われるよう、繰り返し社内教育活動を行っています。社内の個別指示以外に、イントラネットを通じて定期あるいは臨時に発行される『IT通信』により、必要な情報や参考資料の社内提供を行っています。また、全事業所において、毎年、情報セキュリティに関する勉強会を開催し、必要知識の習得、確認を行っています。



海外支店での情報セキュリティ勉強会



私のCSR 関西支店 清水 光

営業部で民間営業、与信管理を担当しています。情報漏洩には常に気を配っており、必要なデータ資料についてはパスワードの設定やアクセス制限ができるフォルダでの文書管理を行っています。ちょっとした気の緩みがお客様や当社に甚大な被害をもたらすリスクとなりえる事を肝に銘じ、今後も情報管理に細心の注意を払っていきます。